

労働委員会80周年に寄せて

橋本 賢二郎 (会長)

私は平成28年10月から栃木県労働委員会の公益委員を拝命し、現時点では在職10年目となります。そして、令和5年7月から栃木県労働委員会会長を仰せつかり、現在は2期目となっています。この間、公益、労働者、使用者の各側委員の皆さんは次々と交代され、私が就任した当時から在職しているのは公益委員の杉田委員のみとなり、私が2番目の古株委員となってしまいました。

この10年間に栃木県労働委員会が取り扱った不当労働行為審査請求事件、労働争議調整事件、個別労働関係紛争事件の件数は本文に記載がありますが、各事件併せて常時1～2件程度が係属していたような実感であり、年ごとの大きな変化はあまり感じられませんでした。大きな影響を受けたのはやはり新型コロナウイルス感染症拡大という出来事だったと思います。

新型コロナウイルス感染症についての政府による最初の緊急事態宣言が発せられた令和2年4月以降も、栃木県労働委員会に対しては、不当労働行為審査請求や個別労働関係紛争あっせんの新規申立はそれ以前とそれほど変わらずに継続しており、社会における労働組合の活動はコロナ禍に打ち消されることなく行われていたことが窺えますが、他方、私が担当した不当労働行為審査請求事件においても争点となりましたが、直接面談での団体交渉開催の可否という問題も生じており、このことは、各地の労働委員会でも全国労働委員会会議でも、「WEB会議による団体交渉」を法律上適正な団体交渉と認めるかどうかということが論点として議論されました。

また、コロナ禍のために、関東ブロック労働委員会三者連絡協議会が中止になったり、全労委総会がWEB会議方式での開催となって全国の労働委員会委員が東京に一堂に会することなく行われ、また、各地の労働委員会においても、総会の開催や、事件の期日自体もWEB会議方式での開催を導入するという報告もありました。栃木県労働委員会においても、コロナ禍の緊急事態宣言が発せられていた期間中、県をまたぐ移動は控えるよう政府から要請があったため、栃木県内に在住していない委員のために総会にWEB会議で参加してもらうこととなりました。

その後令和5年4月になり、新型コロナウイルス感染症がいわゆる5類に引き下げられてコロナ禍はようやく終息し、社会は元の姿へと戻りつつありますが、コロナ禍での経験をもとに、各地の労働委員会ではいわゆるDX化への取り組みを加速して行っているようです。栃木県労働委員会においても、総会への委員の出席をWEB会議による参加を認める余地を新たに定めたほか、総会資料を事前に電子メールに添付して送付し、ペーパーレス化を進めているところです。この流れは、裁判所における民事裁判手続が令和8年5月

から全面的に I T 化され、裁判所の事件記録が完全ペーパーレス化されることもあり、労働委員会における事件処理のシステムにも今後全面的な I T 化の流れが及んでくるのではないかと予想しています。

このように、この10年間の流れを見てくると、まさに激変の時代だったのではないかと感じます。これからの10年も、社会の変化に伴って、労働委員会のあり方に大きな変容を迫られることになるかと予感しますが、どれほど時代が変わっても、労働委員会が期待される、労使紛争の円満な解決に向けて公・労・使の三者が一致協力して取り組んでいくということには変わりはないものと思います。

親切・丁寧な紛争解決を

鈴木 正（労働者委員）

労働委員会制度設立 80 周年記念、大変おめでとうございます。

さて、私の栃木県労働委員会との関わりの最初は、平成 14 年度に私が所属していた労働組合の法人登記のための資格審査申請です。労働組合の規約にも「労働組合は法人とする」という記載があり資格審査申請致しました。上部団体からは、簡単に登記できる話も聞いておりましたが、いざ資格審査申請を行うと労働組合格規約の不備等々があり、最終的には労働組合大会で労働組合格規約改定を行い、半年以上かかり資格審査証明書を受理し大変苦勞した思い出があります。

そして、私が栃木県労働委員会労働者委員となったのは、平成 29 年 7 月からとなります。労働委員会との関わりは、上記資格審査申請以後はないだろうと思っていた自分がまさか、その労働委員会労働者委員になるとは思いもよらなかったです。

さて、これまで私が担当した事件は、個別労働関係紛争 1 件、集团的労使紛争 4 件、不当労働行為審査事件 2 件です。

私が労働委員会労働者委員となった直後に担当したのは、不当労働行為審査事件です。労働委員会での審議方法、関係法令、言葉、進め方等々が全くわからない状態での審査が約 1 年 8 か月行われたのが最初でした。この間、先輩の公労使の先生、職員の皆様にアドバイスを頂き、さらには申請者、被申請者への調査は親身に内容をお聞きしての審議でしたが、最終的に命令書（棄却）と言う結果となりました。

その後担当した各事件では、最初に担当した事件での勉強がためになったと思います。また、労働委員会での各事件の審議においては、労働委員会事務局の事前職員調査があつての審議かと思ひます。この事前職員調査内容を読み込むことにより、問題点の整理等が事前に行え、当日の審議もスムーズにでき処理日数の短縮につながっていると思ひます。

最後に、労働委員会は戦後まもなく労働組合格法によって設けられ、80 年の歴史がある制度です。この間色々な事件を審議してきたかと思ひます。現在取り扱う事件は、昔とは異なり考えられない事件もあります。労働組合の組織率は低下している現状ですが、労働問題は多岐にわたり存在し、「労働組合があればこんな問題はない」という事件もあります。労働委員会は、そのような事件を公労使が「親切・丁寧な紛争解決」を行う機関として、昔から変わらないよい制度で、今後も変わらない制度だと思ひています。

労働委員会 80 周年を迎えて

鈴木 達 朗(使用者委員)

栃木県労働委員会が創設 80 周年を迎えられたことを、心よりお祝い申し上げます。長年にわたり、労使関係の安定と公正な労働秩序の確立に取り組んでこられた関係者の皆様に、まずは敬意を表したいと思います。

私は令和6年7月に使用者委員に任命され、労使関係の解決に関わる制度と、これまで以上に向き合う立場となりました。正直に申し上げれば、学生時代には民法でさえろくに勉強せずに卒業し、労働法についても、これまで日常的に接してきた分野ではありません。委員就任が決まってから、関係法令や制度を改めて学び直しました。いわば、必要に迫られての「にわか勉強」からのスタートだったと思っています。

しかし、実際の事件や審議に関わる中で、労働委員会が担う役割の重さや、一つ一つの判断が当事者の将来や職場環境に与える影響の大きさを、強く実感するようになりました。使用者委員としての役割は、使用者側の事情を述べるにとどまらず、労使双方の主張や背景を丁寧に整理し、公・労・使の三者構成により、現実的で納得感のある解決を探ることにあると考えています。

そのためには、法令の理解はもちろんのこと、現場の実情や当事者が置かれている状況に目を向け続ける姿勢が欠かせません。今後は、基礎的な学びを重ねながら、より多角的な視点で事案に向き合っていきたいと考えています。

80 年にわたり積み重ねられてきた労働委員会の歩みの中では、私はまだ、学ぶ立場にありますが、その一員として、目の前の案件に一つ一つ丁寧に向き合っていくことを大切にしていきたいと思っています。